

飯澤裕美(松本保健所)、青木敦子(前松本保健所)
矢崎真樹子、多田志織、小松仁(松本保健所)

要旨：松本保健所では、管内の事業所等の給食施設を対象に、栄養管理、健康教育の実態を調査した。今回この調査結果を用いて施設規模別に栄養管理等の状況について若干の検討を行った。結果として、施設規模の小さい給食施設で取り組みに課題があることが示唆された。このことから、今後保健所として、規模の小さな給食施設に対して、より具体的な支援をしていくことが重要と考えた。地域で介入が難しい働き盛りの年齢層への健康づくりの推進に寄与できると考えたからである。

キーワード：給食施設、小規模事業所、栄養管理、働き盛り、健康づくり

A. 目的

松本保健所管内には事業所、寄宿舎に属する特定(準特定)給食施設が37施設あり1日約10,700人がこれらの施設で給食を利用している。これらの施設利用者は、日ごろ健康教育のアプローチが難しい年齢層である。また、集団給食施設は、給食提供方法を工夫すれば日常的に健康教育を実施できる可能性を持つ場である。そこで、当所では管内の事業所、寄宿舎が持つ特定(準特定)給食施設で実施されている栄養管理、健康教育の実態について、アンケート調査及び給食施設指導における聞き取り調査を行った。今回はこの実態調査資料を基礎資料として、今後保健所が取り組むべき方向性について考察したので報告する。

B. 方法

1 調査対象

保健所に届出のある松本保健所管内の特定給食施設、準特定給食施設のうち、事業所、寄宿舎等の給食施設運営者37施設とその給食施設の設置者35施設(うち1施設は給食施設運営者3施設を持つ)を対象とした。

2 調査の実施方法

調査は、平成18年12月から平成19年3月にかけて行った。調査方法は、記述式アンケート(給食施設設置者用、給食施設運営者用)を郵送し、記入後郵送で回収した。また、詳細な内容については、平成19年度を対象全施設の給食施設指導時に聞き取り調査を行った。

3 解析方法

今回は給食施設運営者からの回答を解析対象とした。検討は給食施設を特定給食施設(1回100食以上又は1日250食以上の特定かつ多数のものに対して継続的に食事を提供する施設。以下「特定」とする)と、準特定給食施設(1回50食以上100食未満又は1日100以上250食未満の特定かつ多数のものに対して継続的に食事を提供する施設。以下「準特定」とする)の2群に分け行った。検討内容は、利用者の健康に関する情

報の把握状況、健康増進を考慮した食事提供、健康情報の提供、食事バランスガイドの活用、健康増進法第21条の認知等の項目である。なお、統計的有意性の検討にはSPSSを用いた。

4 解析対象施設の状況(表1)

今回解析の対象とした給食施設について種類別数と運営状況は表1の通りである。運営については直営が特定、準特定にそれぞれ1施設ありそれ以外の施設は委託運営されていた。

表1. 解析対象の施設種類と運営状況

施設種類	施設数	特定・準特定別	
		特定	準特定
事業所等	34	24 (うち直営1)	10 (うち直営1)
		1	2
寄宿舎	3	25	12
		1	2
合計	37	25	12
		1	2

C. 結果

1 栄養士の配置状況について

管理栄養士もしくは栄養士が配置されている施設は「特定」は92.0%、「準特定」は66.7%であったが、有意な差はみられなかった。

2 利用者の健康状態の把握

給食施設利用対象者の健康状態を把握している施設は全体の45.9%であった。「特定」「準特定」間で有意な差はみられなかった。

3 利用者の健康増進のための給食提供

給食施設利用者の健康増進のための給食提供をしていると答えた施設は全体の91.9%であった。そのうち、利用者の身体状況に基づいた栄養量を満たす食事に配慮している施設は13.3%で、70.0%は味や季節感など心の満足感を得る食事の提供をしていた。他に減塩食やヘルシー弁当の提供を行っている施設がみられ

た。「特定」「準特定」での差はみられなかった。

4 給食の給与栄養の目標量の設定

給食献立を作成するにあたり、利用者の状態に基づいた給与栄養の目標量の設定がされている施設は、「特定」では64.0%であったが、「準特定」では25.0%であり、「準特定」では低いという結果であった($p<0.05$)。

5 給食の効果の把握

提供した給食の効果の把握をしている施設は全体の59.5%であった。その方法の主なものには残食調査72.2%、嗜好調査44.4%であった。「特定」、「準特定」で差はみられなかった。

6 健康情報の提供

利用者に対して健康情報(栄養情報)の提供をしている施設は、全体の89.2%であった。その方法の主なものには献立表の掲示93.1%、献立の栄養成分表示72.4%、健康情報のポスター等掲示51.7%であった。「特定」「準特定」間での差はみられなかった。

7 健康教育の実施

給食施設の中で健康教育(栄養教育)を実施している施設は、「特定」では44.1%であったが、「準特定」では実施施設はなく、統計学的には有意な差がみられた($p<0.05$)。その方法は健康メニューの設置が70.0%であり、そのほか食生活相談、キャンペーンなどを行っている施設もみられた。

8 食事バランスガイドの利用

給食施設の中で食事バランスガイドを利用している施設は全体の13.5%であった。「特定」「準特定」での差はみられなかった。

9 嗜好調査の実施

利用者に対して嗜好調査ができると答えた施設は「特定」では96.0%であったが、「準特定」では66.7%で有意な差がみられた($p<0.05$)。

10 健康増進法の認知

健康増進法第21条において特定給食施設における栄養管理について定められていることを知っている施設は全体の73.0%であった。「特定」「準特定」での差はみられなかった。

D. 考察

この調査をまとめるにあたり、管理栄養士(栄養士)の配置有無との関連についても検討したが、嗜好調査の実施に有意差がみられたが、他の項目については有意な差がみられなかった。したがって今回認められた差は、施設規模によるものと考えられた。

今回の調査では7割の施設が利用者の「味・季節感等心の満足感を得る食事」の提供に努めていた。これは、事業所給食が社員の福利厚生から始まったことが影響していると思われる。しかし給食利用対象者の健

康状態を把握している施設は全体の半分にとどまっており、利用者の健康状態に基づいた給食栄養の目標量の設定をしている施設も半数であった。平成15年に施行された健康増進法の第21条では「特定給食施設における栄養管理について利用者の身体の状態等に基づき適切な食事の提供を行い、その評価を行う、また利用者に対して栄養に関する情報の提供を行う」ことが定められている。今回の調査では健康増進法の内容を知っていると答えた施設は7割であり、住民の健康増進に寄与する特定給食施設の位置づけを再度認識してもらう働きかけが必要と思われた。

今回の調査では規模の小さい準特定給食施設では給食の給与栄養目標量の設定をしている施設が25%と少なく、また健康教育についてはまったく実施していない状況がみられた。これらの結果は管理栄養士(栄養士)の配置の有無との関連はみられなかったので、施設の規模による実施のしにくさや意識の持ち方が要因として存在することがうかがわれた。今後、施設指導の際にはこの点も考慮した介入や支援が必要と思われた。

給食の評価の一環としての嗜好調査は特定給食施設ではほとんどが実施されていたが、準特定給食施設では7割弱の実施割合であった。今回は示さなかったが管理栄養士(栄養士)の配置の有無による差もみられた。今後管理栄養士(栄養士)未設置施設を対象に、保健所栄養指導員による具体的な支援を行うことが必要と思われた。

E まとめ

健康増進法では、以前の集団給食施設から特定給食施設と名称を変え、より積極的に利用者の健康を維持増進するための施設へと位置づけを変えている。この趣旨に則した適切な栄養管理が実施できるよう、保健所の栄養指導員は給食施設に対し必要な指導、助言を行っている。

今回、事業所等の給食施設について検討した結果、給食施設の規模による栄養管理の特徴がみられた。これは、栄養士配置の有無だけでなく給食施設の規模が関連していることが示唆された。保健所としては、必要な施設に適切かつ具体的な支援をしていくことが必要であると痛感した。

事業所給食は健康教育のアプローチをしにくい働き盛り年代層が多く利用する施設である。地域全体の健康作りを推進するためには、給食施設をそれらの年代層へ効果的な健康づくりの拠点として活用することが望まれる。保健所は職域と地域との連携を図りながら、地域全体で効果的対策が推進できるよう支援をしていきたい。